

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【公開番号】特開2017-204304(P2017-204304A)

【公開日】平成29年11月16日(2017.11.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-044

【出願番号】特願2017-155541(P2017-155541)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2012.01)

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/00 3 0 0

G 06 Q 30/02 3 9 8

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月25日(2018.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の年齢の追加のユーザについての制限付きユーザ・プロフィールを作成するための要求をソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザから受信する工程と、

前記追加のユーザが前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じてユーザ・プロフィールを維持するための1以上の基準を満たさないことを決定する工程であって、前記決定は、制限年齢の閾値と前記追加のユーザの所定の年齢との比較に部分的に基づく、工程と、

前記1以上の基準を満たさないことの前記決定に基づいて、前記追加のユーザが子供であることを決定する工程と、

前記追加のユーザが子供であると決定することに応答して、

前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールに前記ユーザによって関連付けられている1以上の許可を識別する工程であって、識別された前記1以上の許可は、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるユーザ・プロフィールに関連付けられている許可よりも少ない許可を指定する、識別する工程と、

前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールに前記ユーザによって関連付けられている1以上のプライバシー設定を決定する工程であって、プライバシー設定は、前記制限付きユーザ・プロフィールとの対話のタイプに対して関連付けられ、前記制限付きユーザ・プロフィールとの前記タイプの対話を認可することができるユーザを識別する、決定する工程と、

前記要求に含まれる情報、識別された前記1以上の許可、および決定された前記1以上のプライバシー設定に少なくとも部分的に基づいて、前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールを生成する工程と、

前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールと、前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールと前記ユーザとの間のつながりとを記憶する工程と、

前記1以上のプライバシー設定において指定された前記関連付けを許可することができるユーザからの認可に応答して、前記追加のユーザを、前記ソーシャル・ネットワーキン

グ・システムによって維持されるコンテンツに関連付ける工程と、
を備える、方法。

【請求項 2】

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための要求を前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの要求元のユーザから受信する工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けることを認可することができるユーザを前記 1 以上のプライバシー設定により識別する工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための受信された前記要求について記述する情報を識別された前記ユーザに対して通信する工程であって、前記関連付けは、識別された前記ユーザが前記通信に基づいて許可することに応答して発生する、工程と、をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記通信する工程は、
前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記追加のユーザに前記要求元のユーザがつながっているか否かを決定する工程と、

前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記追加のユーザに前記要求元のユーザがつながっているという決定に応答して、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための受信された前記要求について記述する前記情報を識別された前記ユーザに対して通信する工程と、を備える、請求項 2 に記載の方法。

【請求項 4】

受信された前記要求について記述する情報を、前記追加のユーザに関連付けられている前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記ユーザに対して通信する工程は、

前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記追加のユーザに前記要求元のユーザがつながっていないという決定に応答して、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための受信された前記要求を拒否する工程をさらに備える、請求項 3 に記載の方法。

【請求項 5】

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための要求を、前記追加のユーザに関連付けられている前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記ユーザから受信する工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持される前記コンテンツに前記追加のユーザを関連付ける工程と、をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記追加のユーザとのつながりを確立するための要求を前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの要求元のユーザから受信する工程と、

前記追加のユーザとの前記つながりを認可することができるユーザを前記 1 以上のプライバシー設定により識別する工程と、

前記追加のユーザとの前記つながりを確立するための受信された前記要求について記述する情報を識別された前記ユーザに対して通信する工程と、

前記追加のユーザとの前記つながりを確立するための前記要求を識別された前記ユーザが認可する場合、前記要求元のユーザと前記追加のユーザとの間の前記つながりを確立する工程と、をさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記追加のユーザに関連付けられ、かつ、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツを受信するための要求を、前記ソーシャル・ネットワー

キング・システムの要求元のユーザから受信する工程と、

前記要求元のユーザが前記追加のユーザに関連付けられているコンテンツを受信することを認可することができるユーザを前記1以上のプライバシー設定により識別する工程と

前記追加のユーザに関連付けられているコンテンツを受信するための受信された前記要求について記述する情報を、識別された前記ユーザに対して通信する工程と、

前記追加のユーザに関連付けられているコンテンツを受信するための前記要求を識別された前記ユーザが認可する場合、前記追加のユーザに関連付けられているコンテンツを前記要求元のユーザに対して提示する工程と、をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けるための1以上の追加の許可を示す識別を前記ユーザから受信する工程と、

前記追加の許可と前記制限付きユーザ・プロフィールとを関連付ける工程と、をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記要求に含まれる前記情報は、前記追加のユーザの名前、前記追加のユーザの年齢、前記追加のユーザの性別、前記追加のユーザに関連付けられている1以上のイベント、前記追加のユーザについての記述、および、これらの任意の組合せから成る群から選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記1以上のプライバシー設定は、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに対して前記追加のユーザが関連付けられたという通知を受信する1以上のユーザを識別する情報、前記追加のユーザに関連付けられている前記制限付きユーザ・プロフィールと、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツとの間の関連付けを認可することができる1以上のユーザを識別する識別、前記追加のユーザに関連付けられている前記制限付きユーザ・プロフィールとのつながりを認可することができる1以上のユーザを識別する情報、前記追加のユーザに関連付けられているコンテンツと共に提示される、前記追加のユーザに関連付けられている前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられているデータを識別する情報、前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記追加のユーザに関連付けられているコンテンツを受信するための要求を認可することができる1以上のユーザを識別する情報、および、これらの任意の組合せから成る群から選択される情報に関連付けられる、請求項1に記載の方法。

【請求項11】

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じてユーザ・プロフィールを維持するための基準を前記追加のユーザが後に満たすという決定に応答して、前記追加のユーザに関連付けられている前記制限付きユーザ・プロフィール、前記制限付きユーザ・プロフィールと前記追加のユーザによって維持されるコンテンツとの間の1以上の関連付け、および前記制限付きユーザ・プロフィールと前記ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザとの間の1以上のつながりに少なくとも部分的に基づいて、前記追加のユーザに関連付けられているユーザ・プロフィールを生成する工程をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項12】

前記追加のユーザの画像に対する顔分析アルゴリズムの適用によって前記追加のユーザについて決定された特徴に基づいて、前記追加のユーザについての制限付きユーザ・プロフィールを作成するように前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの前記ユーザに対して促す工程をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項13】

前記特徴は、年齢、性別、交際ステータス、職歴、学歴、場所、タイムスタンプ、および、これらの任意の組合せから成る群から決定される、請求項12に記載の方法。

【請求項 1 4】

命令が符号化されたコンピュータ読取可能な記憶媒体であって、前記命令は、プロセッサによって実行されると、

所定の年齢の追加のユーザについての制限付きユーザ・プロフィールを作成するための要求をソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザから受信する工程と、

前記追加のユーザが前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じてユーザ・プロフィールを維持するための1以上の基準を満たさないことを決定する工程であって、前記決定は、制限年齢の閾値と前記追加のユーザの所定の年齢との比較に部分的に基づく、工程と、

前記1以上の基準を満たさないことの前記決定に基づいて、前記追加のユーザが子供であることを決定する工程と、

前記追加のユーザが子供であると決定することに応答して、

前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールに前記ユーザによって関連付けられている1以上の許可を識別する工程であって、識別された前記1以上の許可は、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるユーザ・プロフィールに関連付けられている許可よりも少ない許可を指定する、識別する工程と、

前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールに前記ユーザによって関連付けられている1以上のプライバシー設定を決定する工程であって、プライバシー設定は、前記制限付きユーザ・プロフィールとの対話のタイプに対して関連付けられ、前記制限付きユーザ・プロフィールとの前記タイプの対話を認可することができるユーザを識別する、決定する工程と、

前記要求に含まれる情報、識別された前記1以上の許可、および決定された前記1以上のプライバシー設定に少なくとも部分的に基づいて、前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールを生成する工程と、

前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールと、前記追加のユーザについての前記制限付きユーザ・プロフィールと前記ユーザとの間のつながりとを記憶する工程と、

前記1以上のプライバシー設定において指定された前記関連付けを許可することができるユーザからの認可に応答して、前記追加のユーザを、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに関連付ける工程と、を前記プロセッサに行わせる、記憶媒体。

【請求項 1 5】

前記コンピュータ読取可能な記憶媒体は、その媒体に符号化された命令をさらに有し、前記命令は、前記プロセッサによって実行されると、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための要求を前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの要求元のユーザから受信する工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けることを認可することができるユーザを前記1以上のプライバシー設定により識別する工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための受信された前記要求について記述する情報を識別された前記ユーザに対して通信する工程であって、前記関連付けは、識別された前記ユーザが前記通信に基づいて許可することに応答して発生する、工程と、を前記プロセッサに行わせる、請求項14に記載の記憶媒体。

【請求項 1 6】

前記通信する工程は、

前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記追加のユーザに前記要求元のユーザがつながっているか否かを決定する工程と、

前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記追加のユーザに前記要求

元のユーザがつながっているという決定に応答して、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための受信された前記要求について記述する前記情報を識別された前記ユーザに対して通信する工程と、を備える、請求項15に記載の記憶媒体。

【請求項17】

受信された前記要求について記述する情報を、前記追加のユーザに関連付けられている前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記ユーザに対して通信する工程は、

前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記追加のユーザに前記要求元のユーザがつながっていないという決定に応答して、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための受信された前記要求を拒否する工程をさらに備える、請求項16に記載の記憶媒体。

【請求項18】

前記コンピュータ読取可能な記憶媒体は、その媒体に符号化された命令をさらに有し、前記命令は、前記プロセッサによって実行されると、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるコンテンツに前記追加のユーザを関連付けるための要求を、前記追加のユーザに関連付けられている前記制限付きユーザ・プロフィールに関連付けられている前記ユーザから受信する工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持される前記コンテンツに前記追加のユーザを関連付ける工程と、を前記プロセッサに行わせる、請求項14に記載の記憶媒体。

【請求項19】

前記制限付きユーザ・プロフィールを求める要求は、前記ユーザと前記追加のユーザとの関連付けを指定する、請求項14に記載の記憶媒体。

【請求項20】

指定された前記関連付けは、前記ユーザが親を表し、前記追加のユーザが前記ユーザの子であることを表すことに基づく、請求項19に記載の記憶媒体。